

平成 29 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 42 号 説 明 資 料

平成 29 年 11 月 29 日

大磯町保育所条例等の一部を改正する条例

---

## 資 料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2～5
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考</span> 国家戦略特別区域法新旧対照条文	-----	6～18

子育て支援課

# 大磯町保育所条例等の一部を改正する条例

## 1 改正概要

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）が施行され、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の一部が改正されたことに伴い、大磯町保育所条例等について、規定の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### (1) 改正する条例

- ・ 大磯町保育所条例
- ・ 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### (2) 改正する内容

国家戦略特別区域法の一部が改正され、同法に条項（第12条の4）が追加されたことに伴い、上記3条例について、同法の引用条文を「第12条の4」から「第12条の5」に改正するものです。

### 【参考】国家戦略特別区域法（抜粋）

第4章認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

改正前	改正後
第12条の2（公証人法の特例）	
第12条の3（学校教育法等の特例）	
	第12条の4（児童福祉法等の特例） <b>追加条項</b>
第12条の4（児童福祉法等の特例）	第12条の5 <b>町条例の引用条文</b>

※ 当該改正による実質的な内容の変更は、ありません。

## 3 施行日

施行日は、公布の日とします。

大磯町保育所条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略 (職員)</p> <p>第3条 保育所に次の職員を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) <u>第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条 省略 (職員)</p> <p>第3条 保育所に次の職員を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) <u>第12条の4第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p>

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>目次 省略            第1章 省略            第2章 家庭的保育事業            第23条 省略            （職員）            第24条 省略            2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号の家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）<a href="#">第12条の5第2項</a>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。            (1)・(2) 省略            3 省略            第25条～第27条 省略            第3章 小規模保育事業            第1節 省略            第2節 小規模保育事業A型            第29条 省略            （職員）            第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法<a href="#">第12条の5第2項</a>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。            2・3 省略            第31条 省略            第3節・第4節 省略            第4章・第5章 省略</p>	<p>目次 省略            第1章 省略            第2章 家庭的保育事業            第23条 省略            （職員）            第24条 省略            2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号の家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）<a href="#">第12条の4第2項</a>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。            (1)・(2) 省略            3 省略            第25条～第27条 省略            第3章 小規模保育事業            第1節 省略            第2節 小規模保育事業A型            第29条 省略            （職員）            第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法<a href="#">第12条の4第2項</a>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。            2・3 省略            第31条 省略            第3節・第4節 省略            第4章・第5章 省略</p>

改正案

現行

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第10条 省略 （職員）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>第12条～第22条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第10条 省略 （職員）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の4第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>第12条～第22条 省略</p>

○国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(抄)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(構造改革特別区域法の特定事業)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたもの(第二項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。)については、第八条第七項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を構造改革特別区域法第四条第九項の認定(同法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)と、第八条第七項の認定を受けた区域計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画(同法第六条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)と、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第二条第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなった場合及び次条第一項の規定により第八条第七項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章(第十二条第一項を除く。)中「地方公共団体が、その」とあるのは「国家戦略特別区域会議</p>	<p>(構造改革特別区域法の特定事業)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたもの(第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。)については、第八条第七項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を構造改革特別区域法第四条第九項の認定(同法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)と、第八条第七項の認定を受けた区域計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画(同法第六条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)と、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第二条第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなった場合及び次条第一項の規定により第八条第七項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章(第十二条第一項を除く。)中「地方公共団体が、その」とあるのは「国家戦略特別区域会議</p>

- 1 -

- 2 -

が、その」と、同法第十二条(同条第五項及び第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第六十二号)の項を除く。)、第十三条(同条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。)及び第十九条(二第八項から第十項までの規定中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。))に係る関係地方公共団体」と、同法第十二条第五項、第十九条(二第四項、第二十条第三項、第二十四条第二項及び第五項並びに第二十九条第二項及び第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十八条第四項	場合、同項	場合、国家戦略特別区域法第二条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域(同法第十条第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう

が、その」と、同法第十二条(同条第五項及び第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第六十二号)の項を除く。)、第十三条(同条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。)及び第十九条(二第八項から第十項までの規定中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。))に係る関係地方公共団体」と、同法第十二条第五項、第十九条(二第四項、第二十条第三項、第二十四条第二項及び第五項並びに第二十九条第二項及び第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十八条第四項	場合、同項	場合、国家戦略特別区域法第二条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域(同法第十条第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう

		。次条第四項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第二項
(略)	(略)	(略)
第二十八条の二第四項	場合、同項	場合、国家戦略特別区域法第二条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第一項

		。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第二項
(略)	(略)	(略)
第二十八条の二第三項	又は同項	国家戦略特別区域法第二条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするもの

(略)	(略)	ものに限る。）の認定があった場合、第一項
-----	-----	----------------------

4 5 6 (略)

〔児童福祉法等の特例〕

第十二条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、当該国家戦略特別区域において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児、幼児について、その保育（同条第七項に規定する保育をいう。以下この項において同じ。）を目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において保育を行う事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域小規模保育事業は、同法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）その他の法令の規定の適用については、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業に含まれるものとする。

- 2 前項の区域計画には、第八条第一項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する区域を定めるものとする。
- 3 第一項の場合における児童福祉法の規定の適用については、同法第

(略)	(略)	に限り。）の認定があった場合又は第一項
-----	-----	---------------------

4 5 6 (略)

〔新設〕

三十四条の十五第五項ただし書中「利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号）」とあるのは「利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号）（国家戦略特別区域法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）にあつては、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号及び第三号）」と、「必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号）」とあるのは「必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号）（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつては、同項第二号及び第三号）」とするほか、必要な技術的説書等は、政令で定める。

4) 第一項の場合における子ども・子育て支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句とするほか、必要な技術的説書等は、政令で定める。

第二十九条第一項	とき	とき、又は支給認定子ども（同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育
----------	----	--

第二十九条第二項	とする。	とし、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けようとする満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令
	当該満三歳未満保育認定子ども	事業（以下単に「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）として行われる保育を行う事業者である特定地域型保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受けたとき
	当該特定地域型保育	当該満三歳未満保育認定子ども又は当該満三歳以上保育認定子どもに対する特定地域型保育
	要した費用	要した費用又は当該満三歳以上保育認定子どもに対する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者による特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「特定満三歳以上保育認定地域型保育」という。）に要した費用

第二十九条第 三項第一号	当該満三歳未満 保育認定地域型 保育に要した費 用	当該現に満三歳 未満保育認定地 域型保育に要し た費用	で定めるところにより、国家戦略 特別区域特定小規模保育事業者に 支給認定証を提示して当該特定満 三歳以上保育認定地域型保育を当 該満三歳以上保育認定子どもに受 けさせるものとする。
第二十九条第 五項	当該満三歳未満 保育認定子ども 当該特定地域型 保育事業者	当該満三歳未満保育認定子ども又 は当該満三歳以上保育認定子ども 当該特定地域型保育事業者又は当 該国家戦略特別区域特定小規模保 育事業者	とき 又は満三歳以上保育認定子 どもが国家戦略特別区域特定小規 模保育事業者から特定満三歳以上 保育認定地域型保育を受けたとき とき 又は満三歳以上保育認定子 どもが、当該満三歳以上保育認定 子どもに係る支給認定保護者が同 項の規定による申請をした日から 当該支給認定の効力が生じた日の 前日までの間に、緊急その他やむ を得ない理由により特定満三歳以 上保育認定地域型保育を受けたと き

第三十条第一 項第一号	当該満三歳未満 保育認定地域型 保育に要した費 用	当該満三歳未満保育認定地域型保 育に要した費用又は当該特定満三 歳以上保育認定地域型保育に要し た費用	
第三十条第一 項第三号	第十九条第一項 第二号に掲げる 小学校就学前子 どもに該当する 支給認定子ども 同号に掲げる小 学校就学前子ど もに該当する支 給認定子ども もの	満三歳以上保育認定子ども 満三歳以上保育認定子ども	もの（特定満三歳以上保育認定地

第四十一条第 二項第二号	限る。) (国家戦略特別区域特定 小規模保育事業所にあつては、同		
第四十四条第 一項	満三歳未満保育 認定子どもに	戦略特別区域特定小規模保育事業 者に係る特定地域型保育事業を利 用しようとする満三歳以上保育認 定子どもを含む。以下この項にお いて同じ。)に	
第四十五条第 四項	満三歳未満保育 認定子ども	戦略特別区域特定小規模保育事業 者にあつては、満三歳未満保育認 定子ども及び満三歳以上保育認定 子ども)	
	満三歳未満保育 認定子どもを	満三歳未満保育認定子ども (国家 戦略特別区域特定小規模保育事業 者にあつては、満三歳未満保育認 定子ども及び満三歳以上保育認定 子ども)を	模保育事業者にあつては、当該区 分に応ずる当該国家戦略特別区域 特定小規模保育事業所の第二十九 条第一項の確認において定められ た利用定員の総数)を

第四十三條第 一項	利用定員 (	模保育事業を行う地域型保育事業 所にあつては同項第二号に掲げる 小学校就学前子どもに係る利用定 員及び同項第三号に掲げる小学校 就学前子どもに係る利用定員とし 、	城型保育を除く。)
第四十五條第 二項	総数が	その	その
総数を	総数 (国家戦略特別区域特定小規 模保育事業者にあつては、第十九 条第一項第二号及び第三号に掲げ る小学校就学前子どもの区分ごと の当該国家戦略特別区域特定小規 模保育事業者に係る特定地域型保 育事業所 (以下「国家戦略特別区 域特定小規模保育事業所」という 。)における前項の申込みに係る 支給認定子ども及び当該国家戦略 特別区域特定小規模保育事業所を 現に利用している支給認定子ども の総数)が	総数 (国家戦略特別区域特定小規	

項第二号及び第三号に掲げる小学
校就学前子どもの区分ごとの必要
利用定員総数)

第十二条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域限定保育士事業(国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士(次項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下この項において同じ。)の資格を定める事業をいう。以下この条及び別表の一の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法第二章第七節及び第四十八条の四第二項の規定を適用せず、次項及び第四項から第十九項までに定めるところによる。

2 7 (略)

8 児童福祉法第二章第七節(第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第二項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。)及び第四十八条の四第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の八第三項及び第十八条の十一第二項	保育士試験委員	国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第十八条の九第一項	一般社団法人 又は一般財団法人	法人
第十八条の九第一項及び第三項	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第十八条の第十第二項	この法律(略)	国家戦略特別区域法第十二条の五第七項、同条第八項において準用するこの法律(同項において準用する(略))
第十八条の第十九第二項第一号	第十八条の五各号	国家戦略特別区域法第十二条の五第四項各号
第十八条の二十四	この法律(略)	国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用するこの法律(略)

9 11 (略)

12 認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲げる事項として

(児童福祉法等の特例)

第十二条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域限定保育士事業(国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士(次項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下この項において同じ。)の資格を定める事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二章第七節及び第四十八条の四第二項の規定を適用せず、次項及び第四項から第十九項までに定めるところによる。

2 7 (略)

8 児童福祉法第二章第七節(第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第二項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。)及び第四十八条の四第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の八第三項及び第十八条の十一第二項	保育士試験委員	国家戦略特別区域限定保育士試験委員
【新設】	【新設】	【新設】
第十八条の九第一項及び第三項	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第十八条の第十第二項	この法律(略)	国家戦略特別区域法第十二条の五第七項、同条第八項において準用するこの法律(同項において準用する(略))
第十八条の第十九第二項第一号	第十八条の五各号	国家戦略特別区域法第十二条の五第四項各号
第十八条の二十四	この法律(略)	国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用するこの法律(略)

9 11 (略)

12 認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲げる事項として

、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と当該指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該指定都市（以下この項において「試験実施指定都市」という。）の長が厚生労働省令で定めるところにより国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、第六項の規定にかかわらず、当該期間内は、当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行うものとする。

この場合において、第五項中「を管轄する都道府県の知事」とあるのは「全部又は一部をその区域に含む試験実施指定都市（第十二項に規定する試験実施指定都市をいう。次項及び第十一項において同じ。）の長」と、第六項中「都道府県の知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八項中「次の」とあるのは「同法第十八条の八第三項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第十二条の五第十一項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）」と、同法第十八条の九第二項及び第二項、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第二項、第十八条の十七、第十八条の十八第三項、第十八条の十九並びに第十八条の二十中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

13 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内に所在する

、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と当該指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該指定都市（以下この項において「試験実施指定都市」という。）の長が厚生労働省令で定めるところにより国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、第六項の規定にかかわらず、当該期間内は、当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行うものとする。

この場合において、第五項中「を管轄する都道府県の知事」とあるのは「全部又は一部をその区域に含む試験実施指定都市（第十二項に規定する試験実施指定都市をいう。次項及び第十一項において同じ。）の長」と、第六項中「都道府県の知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八項中「次の」とあるのは「同法第十八条の八第三項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第十二条の四第十一項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）」と、同法第十八条の九第一項及び第二項、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第二項、第十八条の十七、第十八条の十八第三項、第十八条の十九並びに第十八条の二十中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

13 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内に所在する

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員となる場合における認定こども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

認定こども園法 第十五条第一項	児童福祉法	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第十二条の五第八項において準用する児童福祉法
認定こども園法 一部改正法附則 第五条第二項	児童福祉法	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第十二条の五第八項において準用する児童福祉法

14 19 (略)

（旅館業法の特例）

第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員となる場合における認定こども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

認定こども園法 第十五条第一項	児童福祉法	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第十二条の四第八項において準用する児童福祉法
認定こども園法 一部改正法附則 第五条第二項	児童福祉法	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第十二条の四第八項において準用する児童福祉法

14 19 (略)

（旅館業法の特例）

第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在

に必要な役務を提供する事業（その一部が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。）として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定（第九条第二項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。）を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行うとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行うとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ。）の認定（以下この条において「特定認定」という。）を受けすることができる。

2 3 9 (略)

第十六条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において農業支援活動（農作業に従事し、又は農作業及び農産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の作業その他農業に付随する作業であつて政令で定めるものに従事することにより、農業経営を行う者を支援する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（農業に関する知識経験その他の事項について農業支援活動に従事するために必要なものとして政令で定める

に必要な役務を提供する事業（その一部が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。）として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。）を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行うとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行うとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ。）の認定（以下この条において「特定認定」という。）を受けすることができる。

2 3 9 (略)

【新設】

要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実にを行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う農業支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定農業支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定農業支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなす。

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政

機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特  
定機関その他関係者が講ずべき措置を定めた指針を作成するものとす  
る。

4 前条第四項から第六項までの規定は、前項に規定する指針について  
準用する。

第十六条の六 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定す  
る特定事業として、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(国家  
戦略特別区域において、外国人が創業活動(貿易その他の事業の経営  
を開始して、その経営を行う活動をいう。以下この項において同じ。  
)を行うことを促進する事業をいう。別表の四の六の項において同じ  
)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その  
認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸  
しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表  
第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動(創業活動を含む  
ものに限る。)を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があ  
つた場合には、創業外国人上陸審査基準(国家戦略特別区域におけ  
る産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る  
ために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び  
国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をい  
う。)を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなし  
て、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした

第十六条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定す  
る特定事業として、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(国家  
戦略特別区域において、外国人が創業活動(貿易その他の事業の経営  
を開始して、その経営を行う活動をいう。以下この項において同じ。  
)を行うことを促進する事業をいう。別表の四の五の項において同じ  
)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その  
認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸  
しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表  
第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動(創業活動を含む  
ものに限る。)を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があ  
つた場合には、創業外国人上陸審査基準(国家戦略特別区域におけ  
る産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る  
ために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び  
国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をい  
う。)を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなし  
て、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした

場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同  
号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案し  
て法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法(平成  
二十五年法律第七号)第十六条の六第一項に規定する創業外国人上  
陸審査基準」とする。

第十六条の七 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定す  
る特定事業として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動  
促進事業(外国人がその有する知識又は技能を活用して国家戦略特別  
区域において海外需要開拓支援等活動(新商品の開発又は生産、新役  
務の開発又は提供、通訳又は翻訳その他の業務に従事することにより  
、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海  
外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれ  
らの商品若しくは役務の提供を支援する活動をいう。第三項において  
同じ。)を行うことを促進する事業をいう。以下この条及び別表の四  
の七の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣  
の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法  
務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区  
域において入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項  
の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動(いずれ  
も第三項に規定する対象海外需要開拓支援等活動を含むものに限る。  
)を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合に  
は、海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準(国家戦略特別区域にお

場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同  
号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案し  
て法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法(平成  
二十五年法律第七号)第十六条の五第一項に規定する創業外国人上  
陸審査基準」とする。

【新設】

ける産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をい。）を入管法第七条第二項第二号の法務省令で定める基準とみなして、入管法第七条の二第二項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の七第一項に規定する海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準」とする。

3 第一項の区域計画には、第八条第三項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の対象となる海外需要開拓支援等活動（次項において「対象海外需要開拓支援等活動」とい。）の内容を定めるものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業を定めようとするときは、あらかじめ、対象海外需要開拓支援等活動として定めようとする活動の内容が入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動に該当していることにつ

いて、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(所掌事務)

第三十条 会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国家戦略特別区域の指定に関し、第二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 国家戦略特別区域基本方針に関し、第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 三 区域方針に関し、第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 四 区域計画の認定に関し、第八条第八項（第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 五 第十六条の四第三項に規定する指針に関し、同条第四項に規定する事項を処理すること。
- 六 第十六条の五第三項に規定する指針に関し、同条第四項において準用する第十六条の四第四項に規定する事項を処理すること。
- 七 第三十七条第二項に規定する雇用指針に関し、同項に規定する事項を処理すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議すること。
- 九 第一号から前号までに規定する事項に関し、調査審議し、必要が

(所掌事務)

第三十条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国家戦略特別区域の指定に関し、第二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 国家戦略特別区域基本方針に関し、第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 三 区域方針に関し、第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 四 区域計画の認定に関し、第八条第八項（第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 五 第十六条の四第三項に規定する指針に関し、同条第四項に規定する事項を処理すること。

【新設】

- 六 第三十七条第二項に規定する雇用指針に関し、同項に規定する事項を処理すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議すること。
- 八 第一号から前号までに規定する事項に関し、調査審議し、必要が

あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助)

第三十七条の二 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、情報通信技術利用事業場外勤務（在宅勤務その他の労働者が雇用されている事業場における勤務に代えて行う事業場外における勤務であつて、情報通信技術を利用して行うものをいう。以下この項において同じ。）の活用を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内に事業場を有する事業主若しくは国家戦略特別区域内に新たに事業場を設置する事業主又はこれらの事業主が雇用する労働者に対し、情報通信技術利用事業場外勤務に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条の二第二項」と読み替えるものとする。

(海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対する援助)

第三十七条の三 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対し、入国管理制度に関する情報の提供その他の援助を行うものとする。

(民間事業者との連携による出入国に必要な手続の迅速かつ効率的な実施)

第三十七条の四 国及び関係地方公共団体は、外国人観光旅客の来訪の促進に資するため、国家戦略特別区域において、民間事業者と連携しつつ、空港又は港湾における出入国に際して必要となる手続が迅速かつ効率的に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

(我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進)

第三十七条の五 国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の者と密接な連携を図りながら、これら者に対する情報の提供及び助言その他の当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(革新的な医薬品等の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療

あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

【新設】

【新設】

(民間事業者との連携による出入国に必要な手続の迅速かつ効率的な実施)

第三十七条の二 国及び関係地方公共団体は、外国人観光旅客の来訪の促進に資するため、国家戦略特別区域において、民間事業者と連携しつつ、空港又は港湾における出入国に際して必要となる手続が迅速かつ効率的に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

(我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進)

第三十七条の三 国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の者と密接な連携を図りながら、これら者に対する情報の提供及び助言その他の当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(革新的な医療機器の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療

関係者等に対する援助)

第三十七条の六 国は、国家戦略特別区域において、革新的な医薬品(医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下この条において同じ。)及び革新的な医療機器(医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器をいう。以下この条において同じ。)の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院(医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院をいう。以下この条において同じ。)において行われる当該医薬品の研究開発の実施に携わる者及び当該医療機器に係る医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認を受けるために国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院において行われる医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験その他の試験の実施に携わる医療関係者に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

(自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助)

第三十七条の七 国及び関係地方公共団体は、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動を集中的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域内において当該事業活動を行う者に対する道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)、航空法(昭和二十七年法律第二五三十一号)、電波法(昭和二十

関係者に対する援助)

第三十七条の四 厚生労働大臣は、国家戦略特別区域において、革新的な医療機器(医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器をいう。以下この条において同じ。)の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、当該医療機器に係る医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認を受けるために国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院(医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院をいう。)において行われる医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験その他の試験の実施に携わる医療関係者に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

【新設】

十五年法律第百三十一号)その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2) 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条の七第一項」と読み替えるものとする。

別表(第二条関係)

項	事業	関係条項
(略)	(略)	(略)
一の二	公立国際教育学校等管理事業	第十二条の三
一の三	国家戦略特別区域小規模保育事業	第十二条の四
一の四	国家戦略特別区域限定保育士事業	第十二条の五
一の五	国家戦略特別区域外国人滞在施設 経営事業	第十三条
(略)	(略)	(略)
四の四	国家戦略特別区域家事支援外国人 受入事業	第十六条の四
四の五	国家戦略特別区域農業支援外国人 受入事業	第十六条の五
四の六	国家戦略特別区域外国人創業活動 促進事業	第十六条の六

別表(第二条関係)

項	事業	関係条項
(略)	(略)	(略)
一の二	公立国際教育学校等管理事業	第十二条の三
【新設】	【新設】	【新設】
一の三	国家戦略特別区域限定保育士事業	第十二条の四
一の四	国家戦略特別区域外国人滞在施設 経営事業	第十三条
(略)	(略)	(略)
四の四	国家戦略特別区域家事支援外国人受 入事業	第十六条の四
【新設】	【新設】	【新設】
四の五	国家戦略特別区域外国人創業活動 促進事業	第十六条の五

四の七	国家戦略特別区域外国人海外需要 開拓支援等活動促進事業	第十六条の七
(略)	(略)	(略)

【新設】	【新設】	【新設】
(略)	(略)	(略)